

2月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 平成30年2月26日（月）午後1時30分から午後3時10分

2、開催場所 市役所3階第二委員会室

3、出席委員の氏名

教育長 梶原 清

職務代理者 小林 重雄

委員 小林 孝次、川村 直廣、上野 清、赤澤 敬子

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小林重雄委員、小林孝次委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が1月定例会会議録を朗読し承認される。

8、教育長報告

平成30年1月26日から平成30年2月23日までの教育長活動が報告された。

学校教育課長より、指定校変更1件、区域外就学2件について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから承認・承諾を行うとともに、他市教育委員会との区域外就学の協議を行った事務処理について報告がなされた。

9、議 事

議第18号 平成30年度都留市学校教育の指針（案）について

[説明] 学校教育課長

2月15日に開催された、山梨県学校教育指導重点説明会において、山梨県学校教育の指針が示され、これを基に「平成30年度 都留市学校教育の指針（案）」を作成した。

山梨県の指導重点について、教育研修センターに本市の指針との比較をお願いしたところ、「従来の都留市学校教育の指針と矛盾するところはないので、平成30年度の都留市学校教育の指針については、変更の必要はないと考える。」との報告があった。

本案を委員会において協議いただき、承認された後に、各小中学校に周知するとともに市ホームページに掲載したいと考えている旨の説明あり。

川村直廣委員

健康、安全、スポーツ教育の充実について、県から発表された体力測定の結果は、全国と比べ山梨県は上回っていたようだが、都留市はどうだったのか？

学校教育課長

全国体力運動能力及び運動習慣等調査結果では、山梨県は、全国と比べ、男子で1種目、女子で4種目全国平均を上回った。男子は5種目、女子は4種目で平成28年度の県と全国平均との差を改善した。県と都留市を比べた場合に本市の方が若干、県の数字を上回っている状況である。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第19号 平成29年度3月議会補正予算について

[説明] 教育次長

やまびこ競技場改修工事にあたって、スポーツ振興くじ助成金（toto）の交付額が決定したことから、財源更生を行うものである。財源更生の内容は、助成金として1千162万6千円を追加するとともに、地方債を740万円及び一般財源を422万6千円減額する旨の説明あり。

[説明] 学校教育課長

平成30年度に予定していた、小中学校における無線LAN環境構築整備に伴い、今年度、総務省の補助金の二次追加募集を申請したところ、2月に採択の内示を受けたため、平成29年度に補正予算を計上し、繰越明許費を設定するものである。補正額は、小中学校合計で4千555万6千円であり、補助金額は、対象経費の2分の1となる2千217万2千円になる旨の説明あり。

小林重雄委員

やまびこ競技場の改修工事は、どのような内容か？

教育次長

工事については、平成29年度からの5箇年計画となっている。具体的には、100m走のスタートラインとコース内側の第1コースの改修が一年目の主な工事となる。

小林重雄委員

無線 LAN 環境構築整備の完成期限は、いつになるのか？

学校教育課長

平成30年度に予算を繰り越し、平成30年度中に完成する予定である。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第20号 都留市公民館条例の一部を改正する条例等について

[説明] 教育次長

この条例等の改正は、宝公民館の取り壊しに伴い、他の公民館の活動状況を勘案し、実態に即した条例とするため、所要の改正をするものである。

公民館の行うべき事業については、すでに各地域において、自治会単位や協働のまちづくりの地域単位で、住民が主体となって様々な活動を実施している現状がある。このことを踏まえ、現在、条例で規定している、地域の公民館については、形骸化していること、また事業が中央公民館に集約化されていることから、今回見直しを行うものである旨の説明あり。

小林重雄委員

上大幡公民館について、自治会から特に意見は無かったか？

教育次長

上大幡公民館については、条例上、市の公民館条例に位置付けられていたが、実質は自治会で管理をしており、今回、公民館条例の改正について、自治会の方と協議をしたが、特に条例には、こだわらないという返事をいただいたので、他の公民館と同様に見直しを行った。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第 2 1 号 都留市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

[説明] 学校教育課長

宝小学校の給食を、平成 3 0 年度から給食センターで調理することに伴う、条例改正である。これまで、給食センターでは、7 校分の給食調理を行っていたが、来年度より宝小学校を追加し、8 校とするものである旨の説明あり。

上野 清委員

将来的に給食センターは、一元化になるのか？

学校教育課長

給食センターでは、食管等を入れるコンテナの収容スペースが限られているため、市内全体の児童が減少したことに伴い、詰めながらスペースを作る中で、宝小及び旭小分を対応することとしている。しかし、それ以上になるとコンテナの収容スペースの増築や、給食センター自体の大規模な改修を行わないと対応できないことから、現在のところ、宝小、旭小については、給食センターと統合していくが、禾一小、禾二小は自校方式でと考えている。

上野 清委員

禾一小で給食を作り、旭小へ運ぶという方法も考えられないか？

学校教育課長

それも一つの方法であるので、旭小の給食配送については、今後も検討していきたい。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第 2 2 号 都留市立小、中学校管理規則等の改正について

[説明] 学校教育課長

今回の規則等の改正については、法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改正の内容は、事務職員の職務が「従事する」から「つかさどる」に改められたことや事務の共同実施に関する事項が盛り込まれたこと、併せて、用語の整理を行うものである。

この規則の改正に伴い、「共同実施推進協議会設置要綱」及び「共同実施担当者会設置要綱」を併せて改正したい旨の説明あり。

小林重雄委員

「従事する」と「つかさどる」との違いは何か？

学校教育課長

より責任を持って任務にあたるということだと思うが、法律の改正に併せて、「つかさどる」という言葉に改めた。

上野 清委員

学校規模には大小があり、例えば都留二中のような大きな学校でも事務職は一人であり、小さい学校でも一人である。その事務職と一緒に平準化すれば、多い少ないを解消できる。もう一つには、学校経営において、事務職が入ることにより、予算編成時において、より細かく精査できるため、経営的にも効率化が図られるという趣旨で、共同設置が立ち上げられた経緯がある。

学校教育課長

実際に予算編成時において、各学校で同じ物を購入する場合など、あらかじめ協議し、統一してくるので、そういう面では、かなり効率化が図られていると思う。

川村直廣委員

これは、都留市だけの動きではないと思うが、どうか？

学校教育課長

県内においては、他地区でも行われている。また、県が平成30年度のモデル校を募集していたので、南都留地区では、都留市が応募した。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第23号 都留市小中学生資格取得補助金交付要綱の改正について

[説明] 学校教育課長

今年度から行っている小中学生の資格取得補助制度について、各学校においては、主に教頭が事務を行っており、事務の簡素化について要望があった。内容を検討した結果、申請時期の期限を年度末までにすること、また、直接、保護者の口座に振り込みできるよう改正を行う旨の説明あり。

小林重雄委員

今年度の実績はどれくらいなのか？
また来年度は、どのくらいを見込んでいるのか？

学校教育課長

今年度の実績は、2月末現在で、英語検定合格者が65人、漢字検定合格者が33人、
数学検定合格者が14人、合計112人であった。
新年度については、本年度より増えるものと見込んでいる。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

10、その他

[説明] 教育次長

(1) はつらつ鶴寿大学の卒業式について

[説明] 学校教育課長

- (1) 卒業式及び入学式の出席委員について
- (2) 都留文科大学卒業式・学位授与式について
- (3) 都留市教員県外長期研修報告書について
- (4) 教員の多忙化改善（夏休みの休庁日）について
- (5) 都留市学校規模等適正化準備会要綱と今後の計画について
- (6) その他

【 了 知 】

11、教育長閉会宣言